

《サービス利用料金（1日あたり）》

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金は以下の通りです。自己負担分と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

料金は概算のためおおよその目安です

●平成 27 年介護保険法改正にて、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（所定単位数に 5.9%を乗ず）・地域加算 10.27 円（6 級地）が新設されました。以下の料金一覧はすでに加算が含まれております。

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
① サービス費	625 単位	691 単位	762 単位	828 単位	894 単位
② サービス利用料金	6,798 円	7,517 円	8,287 円	9,006 円	9,725 円
③ 自己負担分	680 円	752 円	829 円	901 円	973 円
④居室に係る自己負担額※	利用者負担段階 1		820 円		
	利用者負担段階 2		820 円		
	利用者負担段階 3		1,310 円		
	利用者負担段階 4		1,970 円		
⑤食事に係る自己負担額※	利用者負担段階 1		300 円		
	利用者負担段階 2		390 円		
	利用者負担段階 3		650 円		
	利用者負担段階 4		1,650 円		

入院・外泊時費用	料金	246 単位
	自己負担分	256 円

★入院・外泊時費用は 6 日以内に限定されます。
但し、入院時の 7 日目以降の自己負担はありません。

加 算		加算単位数
日常生活継続支援加算		46 単位
看護体制加算	I 口	4 単位
	II 口	8 単位
個別機能訓練体制加算		12 単位
栄養マネジメント加算		14 単位
夜勤職員配置加算（Ⅱ）口		18 単位
介護職員処遇改善金（Ⅰ）		所定単位数に 5.9%を乗じた単位数
初期加算		30 単位

療養食加算		18 単位
経口移行加算		28 単位
経口維持加算	I	400 単位 (1 月につき)
	II	100 単位 (1 月につき)
口腔衛生管理加算		110 単位/月
口腔衛生管理体制加算		30 単位/月
看取り介護加算	死亡日以前	144 単位
	4 日以上 30 日以下	
	死亡日前日・前々日	680 単位
	死亡日	1280 単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位
若年性認知症入所者受入加算		120 単位
在宅復帰支援機能加算		10 単位
在宅・入所相互利用加算		40 単位
退所前訪問相談援助加算		460 単位
退所後訪問相談援助加算		460 単位
退所時相談援助加算		400 単位
退所前連携加算		500 単位

利用者負担段階

対象者		区分
生活保護受給者		利用者負担第 1 段階
市町民税非課税世帯全員が	老齢福祉年金受給者	
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	
	利用者負担第 2 段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円超 266 万円未満の方など)	利用者負担第 3 段階
上記以外の方		利用者負担第 4 段階